

町内ゴミ収集ルールについて

※お住まいのゴミ集積場所に指定日に出しましょう。

ごみと資源物の収集曜日

品名	出し方のポイント	収集曜日
 燃やすごみ P5	<ul style="list-style-type: none"> ●透明または半透明の袋に入れて出してください。 ●台所のごみはよく水切りしてください。 ●木の枝や葉は、できるだけ乾燥させてから出してください。 	週 2 回 火 ・ 土 曜日
 燃えないごみ P6	<ul style="list-style-type: none"> ●購入時の箱(ケース)か新聞紙などに包み、品名を表示してください。 	
 スプレー缶 P6	<ul style="list-style-type: none"> ●スプレー缶だけをまとめて、透明または半透明の袋に入れて出してください。 ●中身を出し切って、穴はあけずに出してください。 	
 乾電池 P6	<ul style="list-style-type: none"> ●乾電池だけをまとめて、透明または半透明の袋に入れて出してください。 ●充電式電池(二次電池)やボタン電池、バッテリーは出せません。 	
 プラスチック製 容器包装 P7	<ul style="list-style-type: none"> ●中身を空にして透明または半透明の袋に入れて出してください。 ●プラマークのある製品は全て対象です。(家庭用医療用品を除く) ●容器を軽くゆすぐなど、汚れを落としてください。 	週 1 回 水 曜日
 缶・びん・ ペットボトル P9	<ul style="list-style-type: none"> ●中身を空にして透明または半透明の袋にまとめて入れて出してください。 ●購入時に飲み物・食べ物が入っていたものが対象です。 	週 1 回 金 曜日
 小さな金属類 P10	<ul style="list-style-type: none"> ●袋に入れずに出してください。(スプーンなどの細かなものを除く) ●刃物等危険なものは厚紙などに包み、品名を表示してください。 ●傘の骨は30cm以上でも出せます。 	
  古紙・ 古布 P11	<ul style="list-style-type: none"> ● ● ● 	曜日
 粗大ごみ P13	<ul style="list-style-type: none"> ●粗大ごみ受付センター ☎0570-200-530 ☎045-330-3953 (月～土 8:30～17:00 祝日も受付(年末年始を除く)) ●インターネット受付 横浜市 粗大ごみ <input type="text"/> <input type="button" value="Q検索"/> ●FAX(聴覚・言語に障害のある方専用) FAX045-550-3599 	申込制

●お住まいの地区の収集曜日をお使いの集積場所で確認して記入してください。

《資源集団回収マニュアル》

毎月第2・4月曜日

*資源集団回収物は08:30までにお出してください。

*回収は雨天時も行います。(雨天時の古布回収はいたしません。)

【回収品目は以下の通りです】

新聞、 広告類



新聞紙、チラシ以外のものは
入れないでください。

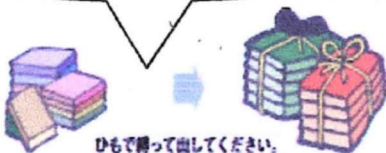
段ボール



畳んで、ひもで縛って出してください。

たたんで、ひもでしばってください。
菓子箱、石鹸箱、靴の箱、等は
その他の紙としてお出してください。

雑誌、その他の



ひもで縛って出してください。

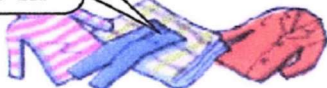
書籍、電話帳が含まれます。
その他の紙は、包装紙、郵便
などの紙類です。
紙袋などに入れるか雑誌と一緒に
ひもでしばってください。

紙パック



水ですすぎ、はさみで切り開き
乾かしてお出してください。

古布、 古着類



- *半透明のビニール袋に
入れてください。
- *じゅうたん、布団類は
回収いたしません。
- *雨天時の古布回収は
いたしません。

アルミ缶



- *アルミ缶の表示の
ついているもの。
- *半透明の家庭用ゴミ袋に
入れてください。

『お願い』 *セロハン、ビニール張りの買い物袋、クロス張りの表紙の物、
ファックス/ワープロ用感熱紙は入れないでください。

*雨天時の古布はご遠慮ください。

*古紙類をガムテープで束ねないでください。

指定回収業者：テイクオフ(株)

TEL 0467-32-4418

FAX 0467-38-4341

集積場所への出し方ルール



収集日当日の朝8時までに出してください。
前日の夜や、収集後は出さないでください。



集積場所に品目ごとの収集曜日を表示してありますので、よく確認して出してください。



品目ごとに透明または半透明の袋に入れて出してください。
(スーパーマーケット等のレジ袋も使えます。ただし、古紙、燃えないごみ、小さな金属類、木の枝は、各該当ページで確認してください。)

- 分別して出すことが条例で義務づけられています。きちんと分別されていなかったり間違った品目が出されていた場合は収集できません。啓発用シールを貼付して残していきます。

分別しない者に対する罰則(過料)制度

市民・事業者ともに、ごみを出すときには、決められた分別区分や排出方法に従うことが、条例により義務付けられています。

繰り返し指導などを行っても分別しない市民・事業者に対して過料(2,000円)を科す罰則制度を実施しています。

◆ 次のとおり段階的に指導などを行っています。



※事業者は、勧告後も分別しない場合には、事業者名などを公表します。

- 分別されていないごみ袋を本市職員が開封調査しています。
- 開封調査によって得た個人情報は罰則制度の運用以外には使用しません。
- 分別ができるのに、分別しない人が対象です。
- 勘違いなどで、分別区分を間違った場合は対象にはなりません。



カラス等の小動物による散乱防止のために

カラス等の小動物に集積場所のごみを荒らされないためには、以下の手段が効果的です。

1 カラスよけネット等を使用する

ネットの目は5mm以下の細かいものが効果的です。ごみをネットでしっかりと覆い、縁におもりを入れたり、ネットの一部に石などの重しをするなど、カラス等に下から入られないようにしましょう。
また、透明または半透明の袋に入れて、ふた付容器でも出すことができます。

2 生ごみはごみ袋の中心に

生ごみを水切りして、ごみ袋の中心に入れて隠しましょう。

3 収集日を守る

前日や収集後にごみを出してしまうと、カラス等に荒らされてしまいます。
収集日当日の朝8時までに出しましょう。

